

策定 平成17年4月19日 環事企第2号
変更 平成23年4月1日 環事企第110401006号
変更 平成30年3月22日 環事企第180322002号

東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への入門許可要綱

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

第1 目的

この要綱は、東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準（以下「受入基準」といいます。）の第2に掲げる搬入者の入門許可に係る必要な事項を定め、もって中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」といいます。）の業務の円滑な運営及び受入基準の確実な実施を目的とします。

第2 趣旨

- (1) JESCOは、第5に定める手順により、入門許可申請書類の審査等を行い、第4の①及び②の要件のすべてに適合している収集運搬事業者（以下「入門許可収集運搬事業者」といいます。）に対して、受入基準の第3に規定する受入対象物（以下「受入対象物」といいます。）を東京PCB廃棄物処理施設（以下「処理施設」といいます。）への入門を許可するものとします。
- (2) なお、本入門許可は、入門許可収集運搬事業者が受入対象物を処理施設に搬入するために行う収集運搬に伴って発生させた損害に関し、JESCOが損害賠償責任を負うことを意味しません。従って、入門許可収集運搬事業者は、保管事業者から受入対象物の収集運搬の委託を受け、その受入対象物を積み込み、運搬し、処理施設の受入工程に搬入するまでの一連の作業を行う際に、それらの作業に起因して発生させた対人対物事故については、入門許可がない場合と同様に自らの責任において処理し、対応しなければなりません。

第3 適用範囲

この要綱は、受入対象物の処理施設への搬入について適用するものとします。

第4 入門許可要件

入門許可要件は、次のとおりとします。

- ① 収集運搬事業者にあつては、東京都からPCB廃棄物（受入対象物に限ります。）の収集運搬業の許可を得ていること。
- ② 受入対象物を処理施設まで収集運搬する際に、関係法令、環境省が定めるPCB廃棄物収集・運搬ガイドライン及びJESCOが定める受入基準（以下「受入基準等」といいます。）を遵守できること。
- ③ PCB廃棄物の収集運搬に従事する者が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会を了した者又は同講習会を了した安全管理責任者若しくは運行管理責任者による社内教育を了した者で（注）、かつ、PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインに定められた収集運搬作業（緊急時の措置を含みます。）を適確に遂行できること。
- ④ 受入基準等に適合する運搬容器、運搬車輛、GPSシステム及び吸収材（以下「装

備類」といいます。)を保有し、それらを受入対象物の収集運搬において必ず適確に使用すること。

- ⑤ 処理施設に搬入するために受入対象物を積込み、運搬し、処理施設の受入工程に搬入するまでの一連の作業を行う際に、事故等により他人に与えた損害を賠償できるようにするために、自動車保険その他の適切な保険（以下「保険」といいます。）に保険金額3億円を下限として加入していること。
- ⑥ その他、受入対象物を処理施設へ搬入するのに支障がないこと。
(注) J E S C Oは、必要な入門許可要件に定める知識等を有するかについて適宜口頭試問を行わせていただきます。

第5 入門許可の手順

入門許可の手順は以下のとおりです。

- ① 入門許可を申請しようとする収集運搬事業者は、別紙に示す入門許可申請書類を J E S C Oに提出し、入門許可を申請していただきます。入門許可申請書類の提出先等は別途定めて公表します。
- ② J E S C Oは、入門許可申請書類により申請の内容を審査し、申請を行った収集運搬事業者が第4に掲げる入門許可要件に適合していると判断した場合には入門許可の内定を通知します。
- ③ 入門許可の内定を受けた収集運搬事業者は、受入基準に定められた要件及び自らの事業計画に定めた内容に従って装備類等の準備を行い、準備が完了した後に、J E S C Oに通知していただきます。
- ④ J E S C Oは、③の通知を受けたときは、内定者の装備類等が受入基準に適合しているかの確認を行ったうえで認定し、入門許可証を交付します。
- ⑤ J E S C Oは、入門許可収集運搬事業者とその運搬車輛及び運転者を J E S C Oのデータベースに登録し、運搬車輛と運転者に対しそれぞれ入門許可車輛証と入門許可者証を発行します。

第6 入門許可の期間

入門許可の期間は、第4①の東京都における許可の有効期間と同じとします。

第7 入門許可の取り消し等

- (1) J E S C Oは、入門許可収集運搬事業者が第4に掲げる入門許可要件に照らし、改善の必要があると認められた場合には、その入門許可収集運搬事業者に対し改善を要請することがあります。
- (2) (1)の要請があったときは、入門許可収集運搬事業者は速やかにその要請に対する方策を検討し、J E S C Oに通知していただきます。
- (3) J E S C Oは、入門許可収集運搬事業者が以下に掲げる各号に該当する場合は、許可を取り消すことができるものとします。
 - ① 許可の取り消しに該当する受入基準等の遵守への違反を犯した場合。
 - ② (1)の要請に拘わらず業務の改善が認められない場合。
 - ③ 第4に掲げる入門許可要件を満たさなくなった場合。
 - ④ 自ら入門許可を返上すると申し出た場合。
- (4) J E S C Oは、入門許可の取り消しを決定した場合は、その旨を当該入門許可収集運搬事業者に通知するとともに、入門許可証、入門許可車両証及び入門許可者証の返却を求めます。

- (5) 入門許可の取り消しにより当該入門許可収集運搬事業者において損害が生じた場合には、当該入門許可収集運搬事業者がその責めを負うものとします。

第7 規定の準用

この要綱は、自らPCB廃棄物を搬入する保管事業者について準用します。

別紙

入門許可申請書類

- (1) 入門許可申請書
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬業の許可証の写し（許可申請中の場合は、申請状況等に関する事情書）（保管事業者が自ら搬入する場合を除きます。）
- (3) その他 JESCO が指示するもの